

議 事 日 程 （第3号）

平成21年3月12日（木曜日）午後1時00分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 議案第14号 東白川村議会の議員の平成21年度における期末手当の割合の特例に関する条例について
- 日程第3 議案第15号 東白川村常勤の特別職職員の平成21年度における期末手当の割合の特例に関する条例について
- 日程第4 議案第16号 東白川村教育長の平成21年度における期末手当の割合の特例に関する条例について
- 日程第5 議案第17号 東白川村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第18号 東白川村介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第19号 東白川村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第20号 東白川村国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第21号 東白川村選奨生修学資金利子補給条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第22号 東白川村母子保健センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第23号 東白川村国保診療所使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第24号 平成21年度東白川村一般会計予算
- 日程第13 議案第25号 平成21年度東白川村国民健康保険特別会計予算
- 日程第14 議案第26号 平成21年度東白川村老人保健特別会計予算
- 日程第15 議案第27号 平成21年度東白川村介護保険特別会計予算
- 日程第16 議案第28号 平成21年度東白川村簡易水道特別会計予算
- 日程第17 議案第29号 平成21年度東白川村下水道特別会計予算
- 日程第18 議案第30号 平成21年度東白川村国保診療所特別会計予算
- 日程第19 議案第31号 平成21年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第20 閉会中における議会運営委員会の継続調査について

出席議員（7名）

1 番 安 江 利 英
3 番 今 井 保 都
5 番 安 江 浩
7 番 熊 澤 光 介

2 番 服 田 順 次
4 番 安 倍 徹
6 番 安 江 祐 策

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村 長	安 江 眞 一	教 育 長	安 江 雅 信
参 事	今 井 俊 郎	会 計 管 理 者	安 江 清 高
総務課長兼 議会事務局長	楯 光 一	村 民 課 長	安 江 弘 企
産業建設課長	松 岡 安 幸	教 育 課 長	安 江 宏
診療所事務局長	安 江 裕 尚	監 査 委 員	安 江 正 彦
課長補佐兼 企画財政係長	安 江 誠	課長補佐兼 建設係長	小 池 毅
情報通信係長	桂 川 憲 生		

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局 書記	河 田 孝
-------------	-------

◎開議の宣告

○議長（今井保都君）

本日の出席議員は7名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（今井保都君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、4番 安倍徹君、5番 安江浩君を指名します。

◎議案第14号から議案第31号までについて（質疑・討論・採決）

○議長（今井保都君）

日程第2、議案第14号 東白川村議会の議員の平成21年度における期末手当の割合の特例に関する条例についてから日程第19、議案第31号 平成21年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算までの18件を、3月9日に引き続き新年度予算関連により一括議題とします。

これから、上程しました18件についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 安江浩君。

○5番（安江 浩君）

21年度の予算の上程をされました議案の中で、村長の基本方針の後段に、職員からの政策提案型村政と、政策立案能力を高めるというすばらしい基本を出されております。私もこれは大賛成でございますが、今まで各課ができ得なかったこと、あるいは、どうしてもなかなか予算がのうて取り組めなかったこと、そういうものも出して、村長のところで精査されて、よりよきものから予算化をされたというふうに受けとめて、いい方策を出されたなと感じておるわけですが、この中で21年度特筆されるのは教育委員会の小学校大規模改修。これは金額的に非常に大きな仕事で、こういった工事に伴ういろんな問題が審議されてくられておるところですが、村民がどういうふうに受けとめているかということは、非常に村民も、今の村にこういう力があつたのかと、力強さ、あるいは活力を見出す一つの大きなものになっていると私は感じておるわけですが、そんなところで各課がこれから先に提案型を、ここでは「本年度は」と書いてありますが、村長は、これは次年度、そのまた次年度というような考えがあるのかどうかをひとつ伺いたいと思います。

また、私は質疑というよりは提案型で物を語っておるわけですが、こういった各課が提案してくる内容に、それぞれいろんな細かい分野での係がおるわけですが、そこからの発想に億を超す予算をつけてほしい、そういった発想の内容を今後どんどんと出していく。先ほども全協でも出ており

ましたような奇抜なアイデアというようなものを取り上げて予算化をしていくということが、むちゃな発想ではいけません、ある程度筋の通る、村民のためになるということを基本に考えて今後大いに取り上げて、そして村民の心に活性化を促すという意味でやっていただきたいものと思っております。そういったことで、できれば各課から、本当はこういうことをやってほしかったという課長さん方の発想があれば発言をしていただきたい。なければ、これから考えるということだと思っております。

そんな中で一つ細かいところではありますが、一部分として私が思ったことで、これは提案と受けとめていただければありがたいと思うんですが、簡水の問題を一つ上げてみたいと思います。

簡水の今の状況下、1億6,500万ほど予算化されておりますが、そのうちの1億は歳入関係、公債費関係と、それから新しく21年度に要る機械器具の更新等に係るものでありますが、実質的なローリング経費として、毎年、維持管理費において六千五、六百万は要るわけです。しかし、収入は5,000万しかない。この実態をどうこれから解決していくか、ここのところに基本があるんじゃないかと思っております。

それで、水の利用度を高めるといえるのか、たくさん使っていただくことがこの解決策の一つであるが、それをどうやって構築するかということでありまして、村長が日ごろ言っておられます簡水の安心・安全、これは健康面を考えた、水質を考えた方針であると思いますが、もう一つの安心というものがある。それは村民の中にあるということは、この水を使いたいという気持ちを促されているかどうか。この水なら大いに使いたい。例えば飲料水以外は70%に達するのが、風呂水とか洗濯とか、あるいはトイレとか、車を洗うとか、花壇の水やりとか、そういった飲料水以外のところにパーセントの重きがある。それほどやって簡水を使わせるかということだと私は思うわけですが、本来、水道水の「節水」ということは美しい言葉で、行政としては奨励せんなん立場であるわけで、沢の水を取り込んだり、いろんな工夫をされて、なるだけ料金のかかる簡水は使わんようにするのが本来奨励すべきであると思いますが、それは生活の知恵で個々がやっておられる。しかし、それをまた解消する案というものを考えていくのが必要でないかと思うわけで、現在、基本料金2,600円、これは1,700円から2,600円に引き上げられた。そういったことが、果たして水道を使っただく方に結びついたかどうかということを疑問に思います。

それで提案の一つでございますが、基本料金を1,000円に下げる。そして、水道の利用数、単価、基本料金内にある10立米以上の単価を180円平均から100円に下げる。こういった思い切った措置が、水の量をふやして、みんなに喜ばれる形になるんじゃないかと。若干私が素人目に計算したんですが、水道料金を1,000円まで基本料金を下げれば2,600円からどれくらい減額になります。しかし、1立米の水道料金180円を100円に下げる中で、10立米というのをなくして全部水道料金とすれば、ここで1,000円が出てくるわけです。そうすると2,000円確保できる。あと足りない分を1,500円なり2,000円くらいは水の量を、3,000円近い基本料金の中でやっておった生活者が、3分の1だと3倍水を使えるぞという、その気持ちを出せると思うわけです。そうすれば、必然的に平均の徴収料が5,000万が6,500万、7,000万となるということを使うわけですが、今までこのことは大分研究もさ

れておると思いますが、こういう方式ではなく、今までのあり方は、前年これだけの水道料で、これだけの加入者で、これだけのことをという算術的な計算でされておった。しかし、それでどうしても足らなくて、基本料金を上げなきゃならないというような発想であったかと思いますが、そうではなく、水を喜んで使ってもらえるということで簡水の会計が改善化されていく、私はそんなふうと思うわけですが、一度考えておいてもらいたいと思います。

そしてまた、昨今、若干テレビの見過ぎかもしれませんが、水道水をペットボトルで販売するといったところもあるそうです。いわゆる「おいしい水」というキャッチフレーズの、何かいいイメージを出すネーミングで、ペットボトルも売れる可能性もあり得るということの研究もされれば、水をいかにしてたくさん使うかというのが簡水の会計の健全化につながると私は思うわけです。

そうしたことで若干発想が暴走的なところも感じられるかもしれませんが、実質的に今、手だてとして簡水の会計をよくするという、村民に迷惑のかからん形で持っていかなきゃいけない。そんな中で、御承知のように農林業から商工業まで非常に疲弊した中で、家庭というものに大きく影響を及ぼすこういう公共料金をどんな形の行政サービスで提供していくかを考えたときに、逆転の発想とまで行けるかどうかわかりませんが、値を下げて使っていただくことで改善をしていく、そんなことを思いますので、提案型としての質疑にさせていただきたいと思います。以上です。

○議長（今井保都君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

ただいま提案型の質問をいただきました。全体としてお説のとおりであろうかと思います。

初めに、職員からの提案型の事業を今年度だけではなく、今後も続けていったらどうかというお話かと思いますが、私は、自分の頭も薄いだけではなく、かなり古うなってきたので、新しい職員の皆様の発想を取り入れながらやっていきたいと思っております。それで、ことしも提案をしていただいたものは、実際予算をつけたものは皆さんに発表したわけですが、そうでないもの、先ほど全協で出ましたように、ちょっとこれはというようなものまでたくさんございました。もちろん全部控えておりますので、今後それらもまた来年か再来年、出てくるやもしれません。今後、そういう方針には変わりなく、提案をずうっと受け付けていきたいと思っております。やれるかどうかは私の方で判断をいたしまして、財政とも相談をしながらやっていかなくはならないことと考えております。

次に簡水のことでございますが、確かに今、簡水は、もうかるというものかどうかと思いますが、もうかってはおりません。赤字ではございますが、大分と少なくなってきた、何千万から何百万の単位にならんかなとは思っておりますが、それぐらいの赤字幅と。もちろん借入金の返済の分は別にしての話でございますが、ことしは特に中央監視装置と濁度計が古くなってまいりましたので、更新をしていかんと、急に朝から水を使えませんかみたいなことになっても困るということで手を打っていくものですが、通常ですとそんなに多くの赤字幅ではないと思っておりますが、できればペイできるぐらいだと思いますが、ペイできるぐらいになれば、それこそ行政でございますので、もう

ける必要もございませんので下げていくというのが通常でございますし、少し赤字になったからといって、すぐ上げるということももちろんしたくないことでございます。

お説のように、料金体系を大きく見直すということをすればどうなんだろうということも、もちろんこれはシミュレーションをしながら考えなくてはいけないと思いますが、私としては、うちの簡水の代金を払っていただく村民は変わらないわけございまして、もちろんたくさん水を使っただけで収入を上げるということも一つの方策であろうかと思いますが、たくさん喜んで使っただけでも料金を払っていただくのは同じ方であるわけでございますので、現在くらいのお金で使っただけでいいのかなど。

ただ、まだ一部に飲料水までも簡水以外のものを使ってみえる方がございます。うちの方でもなるべく、現在は何事もないのでよろしいのですが、伝染病とかなんとか汚い水になった場合に困りますので、飲み水だけでも何とか簡水を使っただけでいいというお願いはしてきております。もちろんふろ水やトイレの水も使っただけでいいとは思いますが、個人のお考えもありますので強い望みはしておりませんが、なるべく安心・安全の水を飲んでいただきたい。そして、程度の料金を払っていただくというのが基本でございますが、浩議員のおっしゃることは私も反対ではございませんので、料金の体系をどうしたらいいのかということは、今後御指導いただきながら考えていきたいと思っておりますので、またよろしく願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（今井保都君）

1 番 安江利英君。

○1 番（安江利英君）

村長の予算説明の中から2点ほど質問させていただきます。

8 ページのところに雇用促進事業ということで、「当初予算はゼロ予算ですが、新政策として村内事業所への新規就業者の助成制度を始めます」というふうに書いてありますが、新規就業者の助成制度というのは金銭的なものなのか、仲を取り持つということなのか、具体的にどういう方向で考えてみえるかということをお聞きしたいということと、11 ページになりますが、経費の節減合理化というところで、「経常経費につきましては、燃料費の高騰など厳しさが予想されますが徹底した節約を行い、経費増を防いでまいります。また、人件費では特別職や議員の期末手当のカット、時間外勤務手当や特殊勤務手当の見直しを行い、節減を図ります」ということですが、時間外勤務手当とか特殊勤務手当をどのような方法、どんな形で節減を図られるか、以上2点お伺いいたします。

○議長（今井保都君）

松岡産業建設課長。

○産業建設課長（松岡安幸君）

村長説明の8 ページの緊急雇用でございますけれども、ちょっと今考えているのは、村内へのI ターン者で村内企業へ勤めていただいた方に対して月額1万円から1万5,000円程度、年間で12万

から15万ぐらいを、1年たった後に実績を見て支給できないかなあと。村内の人口をふやすためにそのような方策ができないかなあということを考えております。それを同じ人について2年間続けてやれないかなあというようなことを考えております。

○議長（今井保都君）

総務課長 楯光一君。

○総務課長兼議会事務局長（楯 光一君）

11ページの建設費の関係でございますが、去年は燃料費の単価アップ等ございましたけれども、例えば夏の冷房は昨年ですと3日しか入れませんでした。冬場も、暖房は午後5時15分にはもうスイッチを切るといような形を引き続いて実施して節減していきたいということでございますし、また紙なんかも、両面刷りとか印刷ミスしたものの再利用していくと、そういった小さなものの積み重ねをして経費節減をしてみたいということでございます。

それから人件費では、今回、21年度もお願いしておりますように、特別職、議員の皆さんの期末手当のカットというのは引き続きでございますけれども、時間外勤務手当が特定の職員に偏らないように、その係内、または課の中でカバーし合って、時間外をつけないようにというような指導をして抑えていきたいということでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（今井保都君）

1番 安江利英君。

○1番（安江利英君）

雇用の方ですけれども、昨今こういう景気の状態の中で、村内の業者さん、土木あたりでもかなり下の方へ出ていかれたりして非常に苦しい状態が続いておりますので、その辺も十分考えて、1ターンと言われましてもどうかなあと。制度自体は非常に賛成でいいと思うんですが、その辺難しいところがあるんじゃないかと思っておりますので、よくよく研究されまして臨んでいただきたいと思います。

残業手当の方ですけれども、やはり無駄なことはどんどん省いていくべきだと思います。ただ、いろんな面、企業なんかでも見ましても、もうぎりぎりの経費削減というのは大体行ってきておりますので、あんまり無理のないところだと思いますけれども、当然人件費というのは大きいので、その辺の削減をきっちりやっていただきたいと思います。予算書の中でも何々手当というのが随分たくさんありますので、項目で一つ10万円ずつ変えてきてもかなり大きな金額になるんじゃないかと思っておりますので、努力していただきたいと思います。返答は結構です。

○議長（今井保都君）

総務課長 楯光一君。

○総務課長兼議会事務局長（楯 光一君）

先ほど一つ特殊勤務手当のことを落としてしまったので、その説明をさせていただきますが、今回条例改正もさせていただきましたけれども、助産師の手当というのが実は20年度まで残っておりまし

た。20年度末をもって廃止ということで、その1点と、今、役場の運転業務専門の職員がおりませんので、今までマイクロバスの運転業務をした場合には自動車運転業務手当というのが制度上残っておりますんですが、実際には支出していなかったということで、今回削除させていただくというものでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（今井保都君）

7番 熊澤光介君。

○7番（熊澤光介君）

村政の行政運営、財政運営について、村長方針に従いまして我々議会が審議をしたわけですが、少し気になる点がありますので、協議会審議の上で質問を出そうと思いましたが、現在に至ってしまいましたので、少しお聞きをしたいと思います。

新年度の村政運営につきましては、国の動向、県の動向等を村長は見きわめながら、第1章から第7章、第8章に至るまで、それぞれきめ細かく方針が示されて、最後の「むすび」で、我が議会に慎重な審議を願うということで方針を示されました。

その中で1点、我が村の健全な行財政運営をするためには、行政の健全な運営のもとになる財政の運営について、最近ちまたでも我々は耳にするわけですが、村税の徴収率の低下、あるいは各種負担金、または与えられた年金その他の負の面が目立ってきております。こういった観点に立って、税または使用料等、不払いをされておる方について健全な徴収率の改善を図りたいという村長の思いが、徴収嘱託員の設置をして、この管理システムの向上を図りたいというのが、今年度特に目立った感じを受けております。そこで、村民の方に理解を得るために、どのような形で嘱託員の人選をされ、どのような形でこの事業を健全なものにされていくか、そこら辺をちょっと具体的に披瀝をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（今井保都君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

ただいまの御質問は税の収納の嘱託員のことでございますが、これは議員御存じのとおり、年々滞納金額がふえていくと。古いものはそのまま新しいものがふえていくというのが一番困るわけで、もちろん古いものも取り立てていかなくはないわけですが、住民サービスとして、ただ請求書を出して、おたくは口座にありませんので振り込んでくださいよという通知をするだけでは、なかなか払い込むのが面倒くさいという方もありますので、徴収員に訪問してもらって、半分は住民サービスということで、新しい滞納がふえないようにするというのも一つの目的でありますし、徴収員の方には主にその点をお願いしたいと思っておりますが、これは役場の準職員として、守秘義務と申しますか、なるべく個人のプライバシーは守っていただかんらんという立場の人になると思いますので、そのような人選もしたいと思っております。ことしやってみまして、その結果また来年どういうふうにするかはそれから決めたいとは思いますが、とにかく何か事を起こしてみない

と減るものも減らないということですし、20年度から滞納を減らす委員会も庁内で立ち上げて、おかげさまで2例ほど古いものを整理させていただいた。まだまだあるわけですが、なかなか個人個人、一つ一つのケースが違いますので、一定の決めに従ってやるというわけにいかない場面もありまして、委員会は委員会でやる、徴収員は徴収員で督促状を持って回ってもらって、ちょっと忙しくて振り込みに行けなんだもんで、現金で持っていってもらえないかというときには集めてきてもらう。そして、きょうは都合悪いで、あした来てくださいと言われればあした行くという、納めていただく方の立場に立ってきめ細かく動いていただく方というふうに、取り立て屋というふうに思いたくないと私は思っております。なるべくそんなふうにして滞納額を少しでも減らしていきたいという努力をしてみたいと思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（今井保都君）

7番 熊澤光介君。

○7番（熊澤光介君）

そうすると、今のところ、その嘱託員の位置づけとか、どの課に属するとかいうことは今後の課題であって、村民の方が、こういう人が回っておいでたよという場合に、その人の立場とか、嘱託される人の立場とか、そういうものの位置づけとかはこれからということですか、その点を一つだけ。

○議長（今井保都君）

村民課長 安江弘企君。

○村民課長（安江弘企君）

嘱託員につきましては、村の方から辞令を出して、個人的には身分証明書をお渡しするような形にしておりますので、滞納されてみえる方が、確かにこの人が嘱託員であることが確認できるものをお渡しして、集めに回っていただくような予定をしております。

〔挙手する者あり〕

○議長（今井保都君）

4番 安倍徹君。

○4番（安倍 徹君）

村長の新しい方針の中の最後の方に、役場職員の雇用に関して申し述べられていることがあります。御存じのように、人件費4分の1、約5億円というものがかかっていく。それで、このままだとだんだんふえていくわけなんですけど、継続という意味で若い人を、年齢層だろうと思うんですが、2名ぐらい補充をするよということが書いてございます。

この人件費と雇用の人員の関係なんですけれども、現状を維持するという観点に立っておられると思うんですが、人口と職員数の平均値を見ますと、東白川は決して少ない方ではございません。ちょっと多いということですが、要するに効率的な人員配置、人数も考慮に入れていただきたいと思いますと同時に、職員の皆さんも当然減らせば仕事もふえるわけですが、これ岐阜県でまた一番

低い給与率でございます。これは県からも勧告を受けておられると思うんですが、少しでもラスパ
イレス指数90%を超すようなところも考慮していかないと、いい人材も集まってこないんじゃない
かなと思います。今の枠でこれを上げたのでは費用がふえますので、効率的な人員配置と人数を
確実に割り出すということは、一人で二つも三つも持っていただくということなんですが、その中
身の濃い薄いがございますので、それを、できること、あるいはワークシェアリングによって縦の
考えから横のつながりを強くするなどの方法をとってこれからを考えていかないと、この5億円と
いうものはちっとも減らないと思うわけでございます。その考えで書いてございますので、どう
いうお考えかを改めてお伺いしたいのが1点でございます。

もう一つ、全然これ関係ございませんが、中山間地支払い、これは委員会のときにも聞きました
が、集落へ配分されるべき金をまとめて使うということは、こういう村にとっては絶対大事なこと
ですが、その使い方・方法において、委員会でも申し上げましたように、預かったお金という観点
でもって経理をはっきり、もうちょっとわかりやすくしていただきたいと。簡単に言いますと総勘
定元帳、細かいものがあるんですが、これの中から逐一出した細かいものを出していただきたい。
経理担当者へ示す貸借対照表はプロに見せる表でございますので、これを見ても内容はわかりませ
ん。これで示すから住民の皆さんはわからないから文句が出てくるのでございまして、もう少しこ
ういうふうに使ってこういふふうにしておると、説明では県の平均よりも低いし、耕作等を起こす
費用なんです、JAさんの平均よりも低いんだという説明がございましたが、そういうところも、
こうなっておるから低いということをはっきり書いて示していくと。皆さんのお金を運用してお
るんですから、行政サイドの考え方ではなく、村民がわかりやすい形で示していただくと皆さんもわ
かりやすく、いいアイデアが出てくるのではないかと思いますので、ああいうものについては、そ
のような対応の仕方をしていただきたいと。2点でございます。ちょっとお伺いします。

○議長（今井保都君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

まず職員の数の問題ですが、私、村長になりましてから、まだそういう職員は一人も雇用してお
りません。やめた職員がたくさんございます。その分、現在残っておる職員が仕事を分け合っ
ておるわけで、先ほど総務課長が答えましたように、残業その他もなるべくみんな、この仕事
はあなたの係やで私は知らんということのないように、お互いに厚いところは助け合っていくとい
う方針でやってきておりますし、また今後もお一層、それぞれの課で課長が見渡しておりますの
で、忙しいところはみんなの手伝う。また、一つの課が忙しければみんなの課で手伝うというこ
とはずうっと指示をしまいいっております。

そこで、3年間職員を入れないということは、年齢が3個上がってしまったわけでございまして、
だから若い人を入れて少しでも若返っていききたい。当然、年齢が高くなってまいりますと、定年が
参りましてやめるわけでございますので少しずつ若くなっていくわけですが、今言われたように、
同じ人数にとどめて、やめるだけ入れていくということをしなると、いつまでたっても今の給料の

ままであるということです。まだまだ職員を減らす要素はあります。例えば診療所になりましたので、看護師も定年の補充はしなくても済むであろうし、その他の職場でも人数の少なくなっていくところはそういうことが考えられるわけですが、今議員おっしゃられたように、ラスパイレス指数については岐阜県でも最下位でございますので、これは少しでも上げられるにこしたことはないんですが、上げようとするば人数を減らすということになりますし、安い人が大勢でやるのか、ようけ払ってもすごい仕事のできる人を雇うのかということへ来ようかと思いますが、役場も一つの村の大企業でございまして、私は、できるだけ人数は大勢の方がいいというのが理想でございますが、財政から申しますとそういうわけにはまいりませんので、だんだんと絞ってきております。

今年度のうちに2人ふやして、来年度4月1日から仕事していただくわけですが、恐らく来年度2人入れましても2人ふえることにはならないと思っております。定年の方もございますので、そういう意味で、3人減って2人ふえる、2人減って1人入れると、そんな形が私の今のところの理想でございます。一気に5人減らして指数を上げるということはちょっと考えておりませんが、それかといって、指数はこのままでいいから、どんどん人はふやしていくということも考えておりません。東白川村の身の丈に合った職員を身の丈に合っただけ使っていきたい。職員の仕事がこんなにやらなくてもよくなってくれば、当然3名でも5名でも減らすわけですが、現状では手いっぱいのところではしております。

世の中いろいろ進んでまいりまして、手を抜くというか、機械に仕事をさせたり、いろんな形で減らせる場面が出てくれば当然アンテナを立てていきたいと思っておりますので、また今後とも御指導をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

それから中山間のことですが、これは委員会でも申し上げましたように、お説ごもっともだと思いますので、もう少しかみ砕いたものにして今度の報告はさせていただきたいと思っております。

○議長（今井保都君）

ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

ありませんか。

〔発言する者なし〕

次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔挙手する者あり〕

6番 安江祐策君。

○6番（安江祐策君）

それでは、平成21年度予算、一般会計及び特別会計と関係する条例改正に対し、採決を前に、私

は賛成の立場で少し意見を述べさせていただきます。

昨年来、ガソリンを初め燃料、食料、原材料高の急激な価格の高騰、またアメリカに端を発した金融破綻での世界的経済不況、出口の見えない状況が続き、日本経済も大打撃を受け、現在も極めて深刻な状態と言えます。雇用不安、生活・暮らしの不安と、経済不況が生み出す多くの問題が山積する中、国・県を初め多くの自治体は税収減による大幅な財源不足での予算編成となっております。大変厳しい状態と言えます。政府が打ち出した緊急経済対策費も、景気回復にはいまだに至っておらず、まだまだ積極的な国からの財政出動による経済対策が必要であると思います。

さて、本村の21年度予算編成には、相変わらず厳しい財政の中での安江村長就任3年目の予算編成になります。厳しい経済不況の中、国からの20年度第2次補正予算による地域活性化・生活対策臨時交付金など交付金の増額も見込まれ、20年度繰越事業として21年度へ編成されています。事業内容には、村長が新しく試みられた各課職員からの政策提案型予算編成として取り入れられましたことは高く評価するものであります。21年度村単事業として実施されることは、村内の活性化につながることを大いに期待するものです。小学校大規模改修を初めとする近年になかったハード事業と、村長が予算編成に掲げましたスローガン「安心して暮らせる東白川」、村民の生活を守るべき行政の責任として執行していただきたいと願います。

最後に、21年度予算審議に当たり、全協質疑、また本会議質疑の中で各議員から提案されました意見を真摯に受けとめていただき、21年度事業執行に反映していただきますことをお願い申し上げ、賛成討論といたします。以上です。

○議長（今井保都君）

ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第14号 東白川村議会の議員の平成21年度における期末手当の割合の特例に関する条例についてから議案第31号 平成21年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算までの18件について、一括して採決します。

この採決は、起立によって行います。

お諮りします。議案第14号 東白川村議会の議員の平成21年度における期末手当の割合の特例に関する条例についてから議案第31号 平成21年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算までの18件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立です。したがって、議案第14号 東白川村議会の議員の平成21年度における期末手当の割合の特例に関する条例についてから議案第31号 平成21年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算までの18件は、原案のとおり可決されました。

◎閉会中における議会運営委員会の継続調査について

○議長（今井保都君）

日程第20、閉会中における議会運営委員会の継続調査についてを議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

6番、議会運営委員長、安江祐策君。

○議会運営委員長（安江祐策君）

平成21年3月12日、東白川村議会議長 今井保都様、議会運営委員会 安江祐策。

閉会中の継続調査申出書。

本委員会は、所管事務のうちの次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、東白川村議会会議規則第75条の規定により申し出します。

記1. 会期及び会期延長の取り扱いについて。2. 会期中における会議の日程について。3. 議事日程について。4. 一般質問の取り扱いについて。5. 議長の諮問事項に関する調査について。6. その他議会運営上必要と認められる事項。以上です。

○議長（今井保都君）

お諮りします。委員長の申し出の事項については、閉会中における継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、申し出事項については、閉会中における継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（今井保都君）

本定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

村長。

○村長（安江眞一君）

それでは、議会閉会について一言お礼を申し上げます。

第1回の定例会におきまして提案しました議案すべてお認めをいただきました。そして、また全員協議会ではいろいろと御提案をいただき、またアドバイスもいただきました。それぞれごもった御意見ばかりでございますので、今後の村政運営に生かしていきたいと考えております。どうか今後とも御指導いただきますようお願いを申し上げて、お礼のごあいさつとします。ありがとうございました。

○議長（今井保都君）

平成21年第1回定例会を閉会します。

午後2時00分 閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員